

毎週火、金曜日発行（但休
昭和四年四月十五日第三種

（日曜日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 小字の区域の廃止 第五次
- 第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更認可
- 収入証紙の小売さばき人の指定
- 道路位置の指定
- 保安林の指定解除

◇正誤

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中訂正
 昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十一号中訂正

鳥取県告示第二百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条第一項の規定により、昭和三十九年四月二十二日限り、鳥取市の区域内にある小字の区域を次のとおり廃止したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

示

大字名	小字	大字名	同上に包	括され	現在	区域	地積
田島	廃止	田島	大星向の上の切	九六	雑種地	二、四一八	（反）
			大星向の二	九七			三、三三三

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長丁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一九八	九九	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇二	一二四	一三三	一六〇	一六一	一六三の五	一六三の六	一六三の七	一六三の八	一六三の九	一五二の二	一五八の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大星向上の切	大星向の二	向畑田	二久保田	大星向の二	九六地先	九七地先	二四地先	一六三の八	一五九の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第二百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように変更認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合
組合長理事 萩 原 央 治

鳥取県八頭郡河原町大字河原一三三番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第一号

三 遊漁規則変更の内容

第七条第一項の表の遊漁料欄中「本組合地区内に住所を有するもの四〇〇円」を「本組合地区内に住所を有するもの五〇〇円」に「県外者二〇〇円」を「県外者

三〇〇円」に改める。
四 変更遊漁規則の施行の日
昭和三十九年五月一日

鳥取県告示第二百五十四号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第

指定年月日 指定番号 住

昭三九、四、二〇

三二六

住

所 氏 名

小売りさばき場所

鳥取市田島四七一番地

鳥取県告示第二百五十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年四月十七日道路の位置を指定したので同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

中

井

猛

夏

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

東伯郡東郷町大字久見
五三番地

鳥取市立川町五丁目八三番地の一部
八四番地の一部
七九番地の一部
七六番地の一部

幅員 四メートル
延長 四六・五・八メートル

秋久 敷

鳥取市立川町五丁目五三番地の一部
五四番地の一部
五二番地の一部

鳥取市東品治町一四四番地

湯所町二丁目五三番地の一部
二丁目五四番地の一部
二丁目五二番地の一部

幅員 四メートル
延長 四四・六メートル

志岐 宗一

倉吉市八屋字土手根二五六番地の一部
二五七番地の一部
二五七番地の一部
二五八番地の一部
二五八番地の一部
字中河原三〇七番地の一部

東伯郡北条町土下二六七番地

倉吉市八屋字土手根二五六番地の一部
二五七番地の一部
二五七番地の一部
二五八番地の一部
二五八番地の一部
字中河原三〇七番地の一部

幅員 四メートル
延長 九四メートル

野田 勝美

鳥取市西品治六〇六番地

幅員 四メートル
延長 一一七・一五メートル

鳥取市西品治六〇六番地

鳥取市西品治字行徳北側二八番二の一部
二九番一

幅員 四メートル
延長 一一七・一五メートル

田口 孝男

岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免三七一番の
三七二番の
三七三番の
部部部

幅員 四メートル
延長 二〇一・九五メートル

谷口 松蔵

岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免三七一番の
三七二番の
三七三番の
部部部

幅員 四メートル
延長 二〇一・九五メートル

鳥取県告示第二百五十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

申請人の住所氏名 鳥取市行徳二八二番地 山 下 重 明

道路の指定の廃止場所 鳥取市行徳鳥羽屋田八四番一の一部

幅員 四メートル
延長 七四メートル

鳥取県告示第二百五十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年四月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

中

井

猛

夏

申請人の住所氏名 鳥取市行徳二八二番地

道路の位置の指定場所 鳥取市行徳字鳥羽屋田西

幅員 四メートル
延長 一〇七・五メートル

幅員 四メートル
延長 一〇七・五メートル

鳥取県告示第二百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇—一三九及び岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四—四四九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び、鳥取市役所、福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁				
十三 誤	整 肢 学 園	事務長	主係	査長
正	整 肢 学 園	事務長	主係	任長
十三 誤	農産物北九州あつ旋所			所長
正	農産物北九州あつ旋所			所長

00454

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

十四頁

誤	四 級	本庁の予防課長、保健所長及び衛生研究所長
---	-----	----------------------

正	四 級	本庁の予防課長、保健所長及び衛生研究所長
---	-----	----------------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

甲 発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 乙 所 鳥取県鳥取市栗谷町
 丙 郵 鳥取県鳥取市栗谷町
 丁 部 月極 二五〇円 (送料共)
 戊 所 鳥取県